

高松市中央卸売市場青果棟消防用設備等保守点検業務委託仕様書

1 年2回5月（機器点検）及び10月（機器総合点検）に保守点検を行う消防用設備等の内容は次のとおりとする。

自動火災報知設備点検試験	
受信機R型 2040AD	1台
RS盤（中継器）	6台
直流電源装置	2台
副受信機（R型）	1台
差動式スポット型感知器（自動試験機能付）	385個
熱アナログ式スポット型感知器	67個
光電アナログ式スポット型煙感知器	563個
発信機P型1級	28個
表示灯	28個
P型1級 総合盤	2面
自家発電設備	
自家発電機（報告書）	1台
屋内外消化栓設備	
消化ポンプ	1台
屋内外消化栓箱（屋内26台 屋外10台）	36台
屋内外消化栓消防ホースの耐圧性能（30m）	36本
専用押釦	10個
表示灯	10個
非常放送設備点検試験	
増幅器本体	1台
スピーカ	265台
誘導灯点検試験	
誘導灯中型（B級）	52個
誘導灯小型（C級）	16個
階段通路誘導灯	11個
消火器点検試験	
粉末消火器 小型（市設備消火器）	63本
粉末消火器 大型（市設備消火器）	1本
ガス漏れ火災警報設備点検試験	
ガス漏れ検知器	7個

防火排煙設備点検試験
防火戸
防火シャッター

7面
48面

2 年1回10月（機器総合点検）保守点検を行う消防用設備等の内容及び数量は次のとおりとする。

配線点検

- | | |
|-------------|----|
| 1) 自動火災報知設備 | 1式 |
| 2) 屋内外消化栓設備 | 1式 |
| 3) 非常放送設備 | 1式 |
| 4) 誘導灯 | 1式 |
| 5) ガス漏れ警報設備 | 1式 |

音響装置音量測定

- | | |
|---------|-------|
| 1) 電鈴 | 63個 |
| 2) スピーカ | 265ヶ所 |

屋内外消化栓放水試験

1式

次に掲げるものは無償とする。

- (1) 軽易な修繕 (2)各設備の消耗品の取替

3 保守点検対象場所

高松市中央卸売市場青果棟 20, 396.47 m² (延床面積)

(別添保守点検対象図面のとおり)

4 故障ならびに誤報動作等における迅速かつ的確な処理。

5 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

備考

※点検内容については、建築保全業務共通仕様書(令和5年版)の例による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修